医療安全対策室 及び 医療安全管理者の業務

- 1) 医療事故等に関する情報収集・調査・分析・対策・評価及び指導の総括に関すること ※患者さんへ実害のないヒヤリハットレベルの事例も含め、レポートで報告する体制を構築しています。報告事例を把握・検証することで、危険要因の早期発見に努めています。また、 医療事故発生時は速やかに事故対応を行うとともに、事故原因の究明や再発防止に向けた対策の検討を行っています。そして、対策の周知徹底を行い、再発防止に努めています。
- 2) 医療安全対策委員会の庶務に関すること
 - ※医療安全に関する決定機関として、医療安全委員会は最終承認を行います。それにあたって、 医療安全対策室では重大な問題及び対策について、事例を協議し最終承認を行います。
- 3) 医療安全に関する研修の企画・立案に関すること
 - ※安心・安全な医療を提供するため、全職員を対象に2回/年以上の研修を実施しています。また、 部門単位での勉強会や院内外に向けた研修も定期的または随時開催しています。
- 4) 医療安全等に係る患者相談窓口運営に関すること ※患者さんやご家族の不安や不満に対し、医事課や地域連携室と連携し対応しています。
- 5) 各種医療安全マニュアルの作成・見直しの総括に関すること ※部署 或いは個人によって提供する医療に大きな差を生じることなく、一定の水準が 保てるよう、適宜マニュアルの見直しを行っています。